



序論



第1章 策定の趣旨・目的



市では、平成13年(2001年)3月に、平成13年度(2001年度)から令和2年度(2020年度)までを計画期間とする「あきる野市総合計画」(以下「第1次計画」という。)を策定しました(※)。第1次計画では、「人と緑の新創造都市」を将来都市像に掲げ、将来都市像の実現に向け、様々な施策に取り組んできました。

第1次計画の計画期間において、我が国では、急速な人口減少・高齢化の進行や、これに伴う医療・社会保障関係費の増大、大規模自然災害の頻発など、様々な問題に直面しました。こうした状況を受け、政府のリーダーシップの下、各地方公共団体は、人口減少問題の克服や成長力の確保等を目指す地方創生に向けた取組、防災、減災、迅速な復旧・復興に向けて、「強さとしなやかさ」を備えた国土をつくる国土強靱化の取組などを進めています。また、計画期間の終盤に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済社会活動だけでなく、これまでの社会の在り方や価値観に強い影響を及ぼし、従来のIoT*(モノのインターネット)・ビッグデータ*・AI*等の技術革新に加え、オンライン化・リモート化による働き方改革・学び改革・くらし改革、テクノロジーを駆使した災害対応等の推進による社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX*)が更に求められるようになりました。

本市においても、人口減少や少子高齢化が進む中、それに伴う生産年齢人口の減少による市税収入の伸び悩みや義務的経費*の増大が顕在化しています。また、近年類を見ない災害の発生や同感染症の感染拡大による市民生活への影響、公共施設の老朽化等の問題などにも、引き続き対応していく必要があります。こうした状況を踏まえ、市では、圏央道を生かした産業系土地利用の促進や職住近接*を目指した雇用創出など、本市の更なる発展に向けた環境整備を進めるとともに、市民との協働による災害に強いまちづくり、同感染症に係る対策や支援に取り組んできました。

人口減少問題、社会経済情勢の変化などに対応し、豊かな自然環境などの本市の特性を生かした、市民が安全で安心して暮らせる住みよい社会を実現するためには、第1次計画の取組等を踏まえ、本市が抱える課題等に対応し、計画的なまちづくりを進める必要があります。そこで、第1次計画の計画期間(※)の終了を受け、戦略的展望の下、「いま」という時代に即した新たな将来都市像を定め、その実現に向けた総合的なまちづくりの方針を示すために、総合計画条例に基づき、第2次あきる野市総合計画(以下「第2次計画」という。)を策定することとしました。

※ 第1次計画策定当初の計画期間は、平成13年度(2001年度)から令和2年度(2020年度)まででしたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、第2次計画の計画期間の開始時期を令和4年度(2022年度)としたことに伴い、第1次計画の計画期間を1年間延長し、平成13年度(2001年度)から令和3年度(2021年度)までとしています。

第1節 第2次計画の構成及び期間

第2次計画は、第1次計画と同様に、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画であり、基本構想、基本計画、国土強靱化地域計画及び実施計画により構成し、計画期間を10年間とします。

(1) 基本構想

第2次計画の基礎となるものであり、市のまちづくりに対する基本的な考え方(最上位の方針)、基本理念、将来都市像及びこれらを実現するための施策の方向性を示すものです。

基本構想の計画期間は、第2次計画の計画期間である10年間とします。また、目標年次は、計画期間の最終年度である令和13年度(2031年度)とします。

なお、第1次計画は、当初の計画期間を20年間として策定しましたが、より早い速度で変化をしていく社会情勢等に的確に対応していくため、第2次計画の計画期間は短縮することとしました。

【計画期間と目標年次】

- ◆計画期間:令和4年度(2022年度)～令和13年度(2031年度)(10年間)
- ◆目標年次:令和13年度(2031年度)

(2) 基本計画

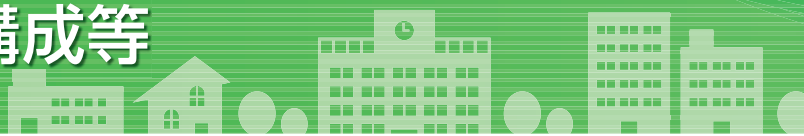
基本構想を実現するための具体的な施策やその目標を総合的かつ体系的に示すものです。施策等を体系化するに当たり、「都市整備分野」「産業振興分野」「市民生活・環境分野」「保健福祉分野」「教育・文化・スポーツ分野」「行財政分野」の6つの分野を設定しました。また、各分野では、現状や課題、目標となる指標、施策の内容等を示します。

【計画期間と目標年次】

基本計画は、時代の変化に柔軟に対応できるよう、計画期間を前期と後期の2期に分け、それぞれの期間を対象とした計画を策定します。

- ◆前期基本計画:計画期間:令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)
目標年次:令和8年度(2026年度)
- ◆後期基本計画:計画期間:令和9年度(2027年度)～令和13年度(2031年度)
目標年次:令和13年度(2031年度)

第2章 第2次計画の構成等



(3) 国土強靱化地域計画

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき、本市に、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるための計画であり、基本構想の実現に向けて、本市の強靱化という観点から、行政全般に関わる基本的な方針を示すものとなります。

基本計画と同様に、行政全般に関わる性質を有することから、第2次計画の策定に当たり、基本計画と同列に位置付けられるものとしました。

【計画期間と目標年次】

◆計画期間:令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)(5年間)

◆目標年次:令和8年度(2026年度)

※ 令和9年度(2027年度)以降の国土強靱化地域計画の位置付け等については、同計画の改定に伴い、別途検討します。

(4) 実施計画

基本計画の施策を推進するため、予算の状況に合わせて施策ごとの事業内容を別途示すものであり、毎年度、見直し・策定します。

【計画期間】

計画期間:3年間

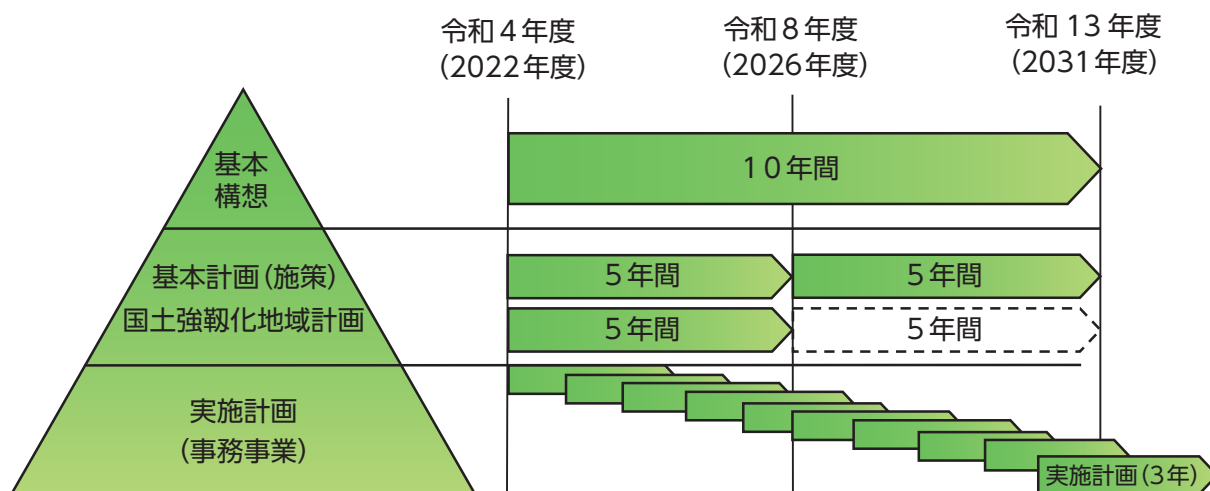


図1 第2次計画の構成と計画期間のイメージ



第2節 第2次計画の位置付けと役割

第2次計画は、その計画期間において、市政運営における最上位の行政計画であり、個別の行政計画や各種施策の根幹となるものです。基本計画で設定する6つの分野には、必要に応じて、「あきる野市都市計画マスタープラン*」「あきる野市環境基本計画」「あきる野市教育基本計画」などの個別の行政計画が策定され、より具体的な施策の推進方策等が示されることとなります。また、第2次計画は、第1次計画を基本に、創業・就労支援や子育て支援などの施策に焦点を当てた「あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「あきる野市人口ビジョン」、行財政運営の方向性を示す「あきる野市行財政運営基本指針」を内包するとともに、前期基本計画の計画期間(令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度))においては、国土強靱化地域計画を備えたものとなります。

さらに、第2次計画に掲げる将来都市像(後述)、まちづくりの方向性(後述)等は、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択され、国が推進している「持続可能な開発目標(略称:SDGs)」(後述)と重なる部分が多く見られます。このため、SDGsに掲げられた17の目標と第2次計画に示す施策との関連性を整理し、その関連性を意識しながら第2次計画を推進することで、併せてSDGsの推進に取り組むこととします。

第1節 対象とする取組

第1次計画は、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されています。第1次計画の基本計画は、計画期間の前半10年間(平成13年度(2001年度)～平成22年度(2010年度))を対象とした前期基本計画と後半11年(平成23年度(2011年度)～令和3年度(2021年度))を対象とした後期基本計画から成り、第1次計画の後期基本計画では、都市整備分野などの6つの分野とは別に、まちづくりのテーマとして、「安全・安心なまち」「みんなが快適でいきいき暮らせるまち」「あきる野らしさを活かした活気あるまち」の3点を掲げました。

第1次計画の取組の概要を示すに当たっては、この3つのまちづくりのテーマに沿った取組等を対象とします。

第2節 テーマごとの取組の概要

(1) テーマ1 安全・安心なまち

「安全・安心なまち」では、後期基本計画に位置付けられた「防災対策」「社会資本*の整備」に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う「感染症対策」といった視点から、各種の施策に取り組みました。

① 防災対策

防災対策については、地域の防災力の強化を図るため、防災・安心地域委員会*等と連携し、災害時要配慮者の情報把握及び支援体制づくりの推進、地域防災リーダー*の育成等を進めました。また、平常時からの備えとして自助・共助など市民の防災意識の醸成に取り組みました。

② 社会資本*の整備(道路・橋りょう、公共施設)

社会資本*の整備については、災害に強い都市基盤の整備を図るため、道路や橋りょうの計画的な維持管理・更新に取り組みました。また、公共施設等の適正な維持管理に関する基本方針を示すため、平成28年(2016年)に「あきる野市公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)を策定し、各施設の劣化状況の調査結果等を踏まえ、令和3年(2021年)には、「あきる野市公共施設等個別施設計画」を策定しました。

③ 感染症対策

感染症対策については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国や東京都の動向を踏まえ、感染症対策や検査体制の充実、ワクチン接種等を進めました。また、同感染症により生活や事業に影響を受けた方々、同感染症の感染拡大防止のために尽力されている医療従事者等を支援するとともに、社会的距離を確保しながら、仕事や学び、暮らしを維持するためのICT*施策の推進などに取り組みました。

(2) テーマ2 みんなが快適でいきいき暮らせるまち

「みんなが快適でいきいき暮らせるまち」では、「子育て支援の充実」「高齢者支援の充実」「地域内交通対策」「学校教育の充実」「生涯学習の充実」といった視点から、各種の施策に取り組みました。

① 子育て支援の充実

子育て支援の充実については、保育施設における受入れ可能児童数の拡大、保育従事職員の確保、保育士の負担軽減等に取り組むことで、待機児童数の減少を実現するとともに、保育料の減額により、保護者の負担軽減を図りました。また、学童クラブの育成時間の延長や対象年齢の拡大等に取り組んだほか、「あきる野 子育てステーション こころの*」「秋川流域病児・病後児保育室 めくもり*」を整備し、子育て世代にとって魅力のある環境づくりを進めました。

② 高齢者支援の充実

高齢者支援の充実については、介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業の展開を通じて、介護予防・健康づくりを推進してきました。また、町内会・自治会や防災・安心地域委員会*、事業者との連携により、見守り事業を展開するなど、高齢者を支え合う地域づくりを推進しました。さらに、平成31年(2019年)4月には、本市の東部地域を対象とする地域包括支援センターを開設し、高齢者を支える体制の強化を図りました。

③ 地域内交通対策

地域内交通対策については、るのバス*や盆堀交通*を運行するとともに、バス路線維持のため、バス事業者に補助金を交付しました。また、公共交通の充実に向け、市民、事業者などとの連携の下、公共交通空白地域*の解消に向けた実証実験等に取り組みました。

④ 学校教育の充実

学校教育の充実については、平成25年(2013年)に「あきる野市小中一貫教育推進基本計画」を策定し、小中学校の連携による小中一貫教育を計画的に推進するとともに、児童・生徒の基礎学力の向上などを目指す学力ジャンプアップ事業*に取り組みました。

⑤ 生涯学習の充実

生涯学習の充実については、NPO法人あきる野市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ*と連携して、幅広い世代を対象としたスポーツ教室を実施するとともに、市民の体力向上や健康の増進に向けてスポーツの大会や教室を開催するなど、スポーツ活動の充実に取り組みました。

(3) テーマ3 あきる野らしさを活かした 活気あるまち

「あきる野市らしさを活かした活気あるまち」では、「地域資源のブランド化」「環境施策の充実」「農業振興」「伝統・文化の保存・継承」「情報発信」といった視点から、各種の施策に取り組みました。

① 地域ブランド化

地域資源のブランド化については、秋川渓谷*のブランド化に向けた観光プロモーションや産学公(官)連携による地域活性化事業の展開、持続可能なツーリズムの推進、特産のトウモロコシやのらぼう菜等のプロモーション(各種イベントでの無料配布・販売等)等に取り組みました。

② 環境施策の充実

環境施策の充実については、市域の6割に及ぶ森林を本市の財産と位置付け、地域の特性を踏まえながら、地域との連携の下、森の健全な環境の保全と地域活性化に向けた森づくりを進めてきました。また、本市の豊かな生物多様性*の保全に向け、生物多様性保全条例を制定するとともに、動植物の調査、あきる野市版レッドリスト*の作成、外来種対策、環境教育等を推進しました。

③ 農業振興

農業振興については、地産地消型農業の推進を軸とし、認定農業者*及び新規就農者への利用集積による遊休農地*の有効利用の推進、就農後間もない農業者への各種補助の実施、農産物の販売施設の拡充等に取り組みました。

④ 伝統・文化の保存・継承

伝統・文化の保存・継承については、地域の人材を活用した学校教育における伝統・文化理解教育の推進や伝統芸能の活動支援等を通じた伝統芸能保存活動の支援に取り組みました。また、全国地芝居サミット*の開催を通して、農村歌舞伎等の芸能の公開と保存活動を支援してきました。

⑤ 情報発信

情報発信については、観光プロモーションの展開、フィルムコミッション*事業の推進や軍道紙等の地域資源の紹介といったシティプロモーションの推進により、観光と地域文化関連情報の総合的かつ多角的なPRに取り組んできました。また、市ホームページをはじめ、映像や各種SNS*(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を活用し、市政情報の発信に取り組みました。

第4章 まちづくりの背景

第1節 あきる野市の概要

(1) 地勢・自然環境

本市は、都心から40km～50km圏に位置し、秋川と平井川の二つの川を軸として、比較的緩やかな秋川丘陵・草花丘陵に囲まれる平坦部と、奥多摩の山々に連なる山間部から形成されています。

東は福生市及び羽村市、西は檜原村及び奥多摩町、南は八王子市、北は日の出町及び青梅市に接しています。平坦部は秋留台地と呼ばれ、南の秋川、北の平井川に沿って、市街地と農地が広がり、本市特有の田園風景が見られます。

市域の総面積は73.47km²に及び、市域の約3分の2を山林・原野が占めています。

また、山林、河川、里山、農地などの多様な自然環境の下では、希少種を含む様々な生きものが暮らし、豊かな生物多様性*が維持されています。また、森林の構成に目を向けると、高度経済成長期における林業振興を背景に、人工林*の占める割合が多くなっています。

(2) 歴史・沿革

市内には、縄文時代草創期の住居跡が初めて発見された前田耕地遺跡(出土資料:国指定重要文化財)、古墳時代終末期の瀬戸岡古墳群(都指定史跡)など、数多くの遺跡があり、原始・古代からの、人々の活動の痕跡が残されています。

奈良・平安時代の武蔵国は、代表的な馬の産地で、勅旨牧の一つ小川牧は、小川郷(秋川・平井川流域)を中心に、御馬を繁殖・育成して献上していました。また、平安時代の「延喜式神名帳」には阿伎留神社の記載があり、大悲願寺の「木造伝阿弥陀如来及び脇侍 千手観世音菩薩・勢至菩薩 坐像」(国指定重要文化財)もこの時代の終わり頃に造られたものと考えられています。

鎌倉時代、当地は秋留郷と呼ばれ、武蔵七党の西党に属する小川・二宮・小宮・平山氏などが鎌倉幕府の御家人として活躍していました。また、室町時代になると、武州南一揆衆が活躍し、戸倉城や寺院の多くもこの頃建立されています。

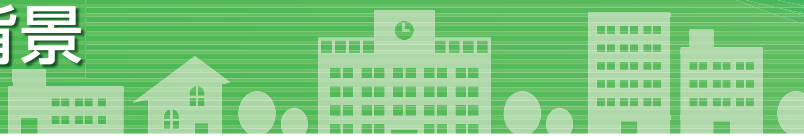
山と里の産物の交換から始まった「市」は、古くは伊奈に、戦国時代の終わり頃までには五日市にも定期的に開かれ、発展していきました。

江戸時代、江戸の街が栄えると炭が「市」の主要な取引品目となり、五日市道を馬で運ばれていきました。また、山から切り出した木材は「筏」に組んで、秋川・多摩川を流していました。当地は、炭、木材など山の産物を江戸に送る拠点として栄え、江戸時代末期の取引量は、炭は年間20万俵、筏は3,000枚に上りました。

また、秋川の鮎は御用鮎として将軍家に献上されていました。

水田可耕地の少ない関東山地際のこの地域では養蚕が盛んで、繭や生糸で出荷するほか、泥染めの織物、黒八丈も作られました。養蚕は、地域の生業として昭和時代まで続き、大正時代末期に繭の年間生産量日本一を記録した家もありました。

第4章 まちづくりの背景



江戸時代の集落は、秋川・平井川の段丘面や丘陵の縁辺部などに点在し、現在もその多くが市域の字名として残る32の村々となって明治時代に至っています。

明治時代初期には自由民権運動が盛んになり、学芸講談会などの学習結社が作られ、学習活動や講演会も開催されました。民主的な内容をもつ私擬憲法草案「五日市憲法草案*」(都指定有形文化財)もこの地で起草されました。

大正時代になると、電気・水道事業や乗合バスの運行、五日市鉄道(JR五日市線の前身)も開業するなど、地域の人々の力で近代化が大きく進展しました。

昭和30年(1955年)の町村合併促進法に基づき、東秋留村・西秋留村・多西村が合併して秋多町に、増戸村・五日市町・戸倉村・小宮村が合併して新しい五日市町になりました。昭和47年(1972年)、秋多町は市制施行して秋川市となり、平成7年(1995年)には秋川市と五日市町が合併し、あきる野市が誕生しました。

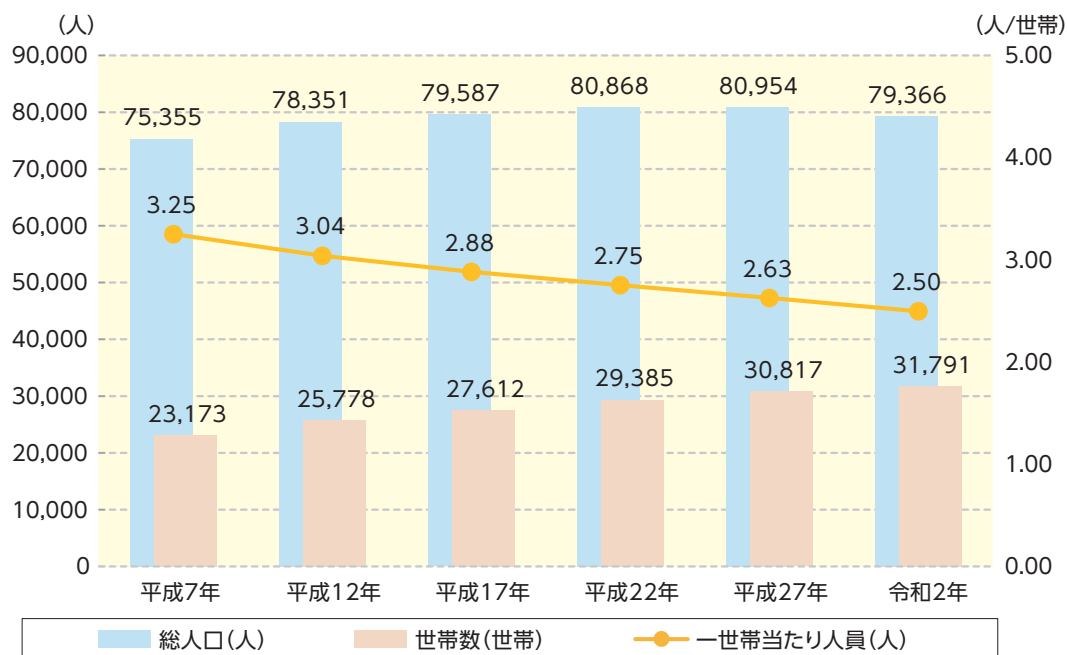
平成17年(2005年)に首都圏中央連絡自動車道(圏央道)あきる野インターチェンジが完成し、平成19年(2007年)には関越自動車道と中央自動車道が、平成26年(2014年)には東名高速道路が、翌平成27年(2015年)には東北自動車道が圏央道と結ばれ、市内の道路整備の効果と合わせ、交通の利便性も大きく高まりました。

(3) 人口・世帯数の推移

① 総人口・世帯数

直近の国勢調査が行われた令和2年(2020年)において、本市の総人口は79,366人、世帯数は31,791世帯、一世帯当たり人員は2.50人でした。総人口は、平成7年(1995年)以降増加傾向でしたが、平成27年(2015年)をピークに減少に転じました。

グラフ1 総人口・世帯数の推移

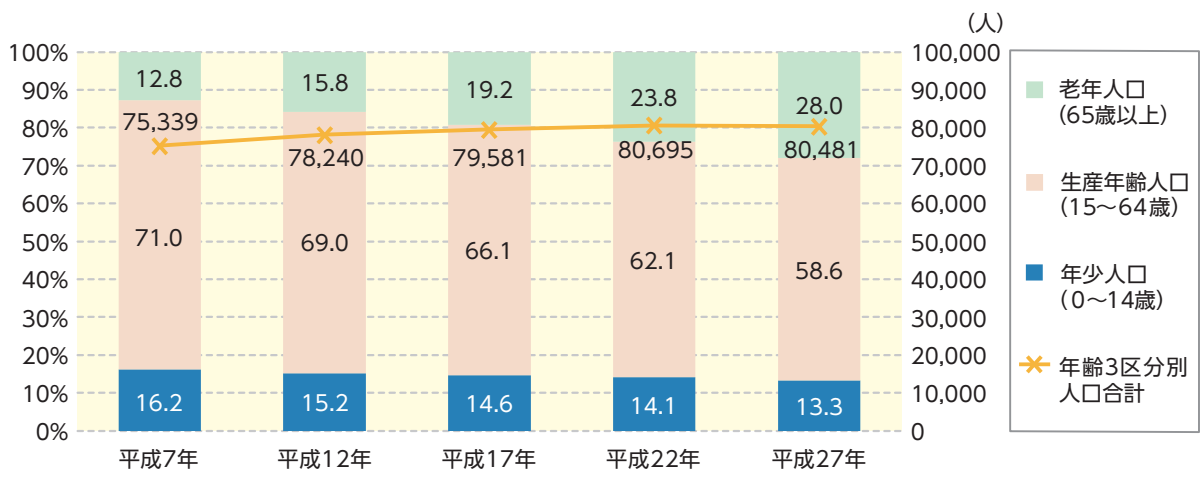


資料:総務省「国勢調査」(令和2年は速報値)

②年齢別人口割合等の推移

老年人口(65歳以上)の占める割合は、平成7年(1995年)以降増加傾向にあります。年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)の占める割合は、減少傾向にあります。

グラフ2 年齢別人口割合等の推移(年齢不詳を除いて割合を算出)



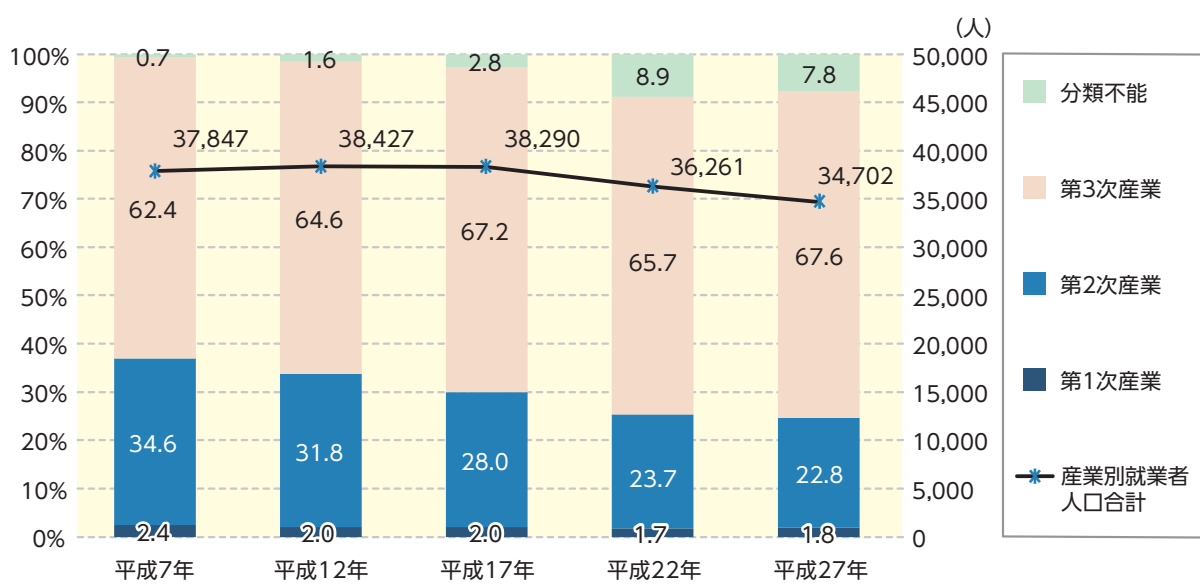
資料:総務省「国勢調査」

(4) 産業構造

①産業別就業人口割合(15歳以上就業者数)等の推移

産業別就業人口の割合を見ると、第1次産業及び第2次産業が占める割合は、減少傾向にあります。平成27年(2015年)における産業別就業人口のうち、第1次産業の割合については、本市は類似団体等と比べ、高い傾向にあります。

グラフ3 産業別就業人口割合等の推移



資料:総務省「国勢調査」

第4章 まちづくりの背景



②産業別事業所数・従業者数・割合(平成28年(2016年))

平成28年(2016年)における事業所数の割合を見ると、卸売業及び小売業の占める割合が24.2%、従業者数の割合では、医療及び福祉の占める割合が20.3%と最も高くなっています。

表1 事業所数・従業者数・割合(平成28年(2016年))

	平成28年			
	事業所数 (事業所)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)
全産業 (公務を除く)	2,349	-	21,510	-
農業, 林業	7	0.3	51	0.2
漁業	-	-	-	-
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-
建設業	378	16.1	1,888	8.8
製造業	226	9.6	3,219	15.0
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1	28	0.1
情報通信業	18	0.8	177	0.8
運輸業, 郵便業	32	1.4	737	3.4
卸売業, 小売業	569	24.2	4,193	19.5
金融業, 保険業	27	1.1	304	1.4
不動産業, 物品賃貸業	96	4.1	380	1.8
学術研究, 専門・技術サービス業	88	3.7	492	2.3
宿泊業, 飲食サービス業	257	10.9	1,957	9.1
生活関連サービス業, 娯楽業	216	9.2	1,547	7.2
教育, 学習支援業	70	3.0	530	2.5
医療, 福祉	210	8.9	4,365	20.3
複合サービス事業	18	0.8	741	3.4
サービス業 (他に分類されないもの)	135	5.7	901	4.2

資料:総務省「経済センサス」(平成28年)

(5) 財政状況

① 歳入 (普通会計*決算額ベース)

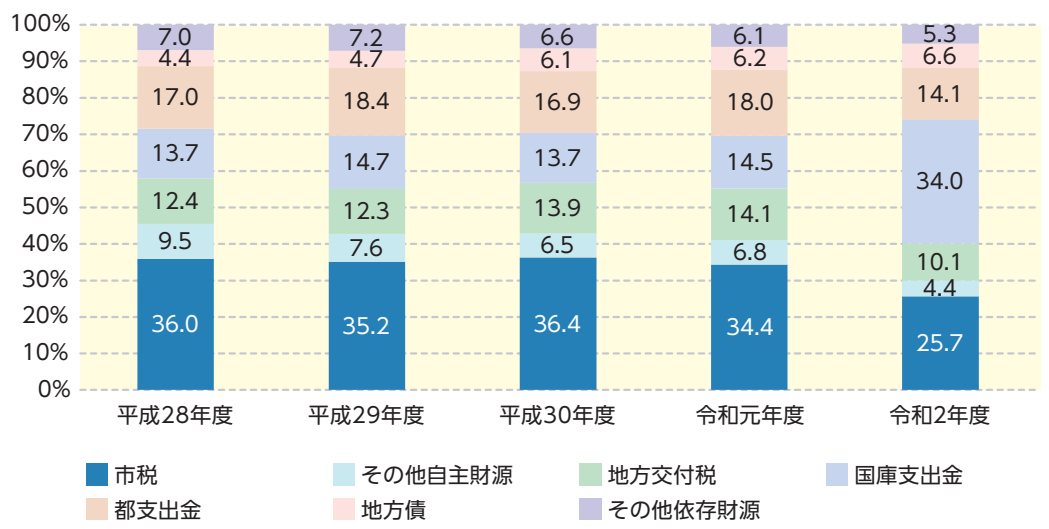
平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)までの歳入(自主財源*・依存財源*)及び歳入全体に占める自主財源*の割合は、次のとおりです。

表2 歳入(自主財源*・依存財源*)等の推移(単位:百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市税 (構成比)	10,672 (36.0%)	10,765 (35.2%)	10,735 (36.4%)	10,825 (34.4%)	10,884 (25.7%)
その他自主財源* (構成比)	2,833 (9.5%)	2,322 (7.6%)	1,924 (6.5%)	2,128 (6.8%)	1,847 (4.4%)
自主財源*計	13,505	13,087	12,659	12,953	12,731
地方交付税 (構成比)	3,683 (12.4%)	3,779 (12.3%)	4,095 (13.9%)	4,436 (14.1%)	4,288 (10.1%)
国庫支出金* (構成比)	4,067 (13.7%)	4,489 (14.7%)	4,038 (13.7%)	4,557 (14.5%)	14,385 (34.0%)
都支出金 (構成比)	5,049 (17.0%)	5,644 (18.4%)	4,995 (16.9%)	5,681 (18.0%)	5,958 (14.1%)
地方債* (構成比)	1,290 (4.4%)	1,423 (4.7%)	1,804 (6.1%)	1,954 (6.2%)	2,788 (6.6%)
その他依存財源* (構成比)	2,087 (7.0%)	2,194 (7.2%)	1,933 (6.6%)	1,922 (6.1%)	2,223 (5.3%)
依存財源*計	16,176	17,529	16,865	18,550	29,642
合 計	29,681	30,618	29,525	31,504	42,373
自主財源*の割合	45.5%	42.7%	42.9%	41.1%	30.0%

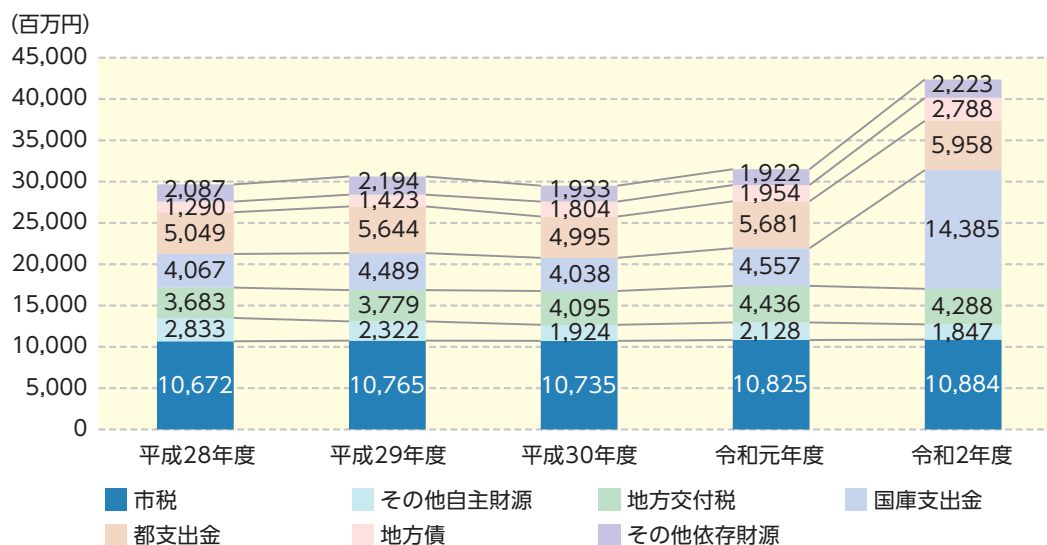
(注) 令和2年度(2020年度)は、特別定額給付金給付事業により数値の変動が著しくなっています。

グラフ4-1 歳入(自主財源*・依存財源*)の構成比の推移(単位:%)



第4章 まちづくりの背景

グラフ4-2 歳入(自主財源*・依存財源*)額割合の推移(単位:百万円)



※「その他自主財源*」:分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入
 ※「その他依存財源*」:地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、法人事業税交付金、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金

資料:あきる野市「市町村決算カード」

②歳出(普通会計*決算額ベース)

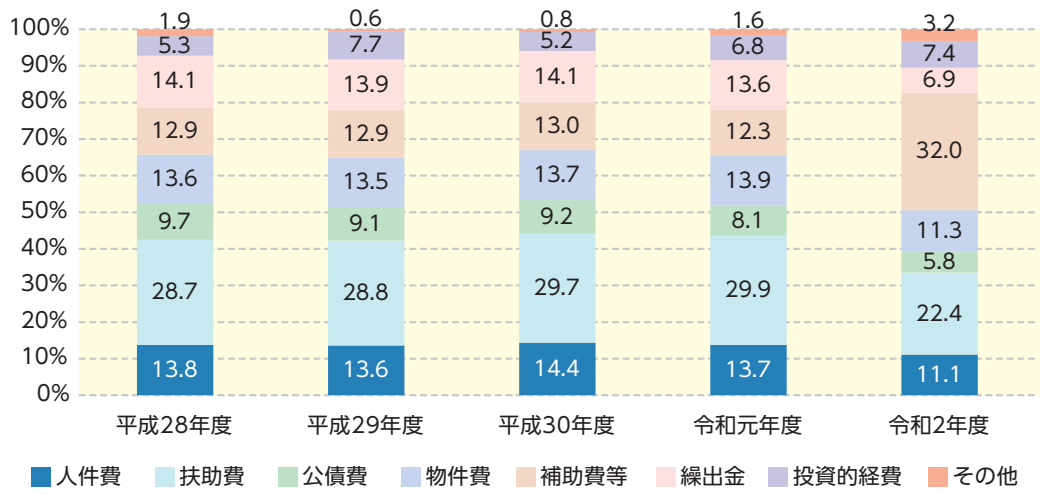
平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)までの歳出(性質別)及び歳出全体に占める義務的経費*の割合は、次のとおりです。

表3 歳出(性質別)等の推移(単位:百万円)

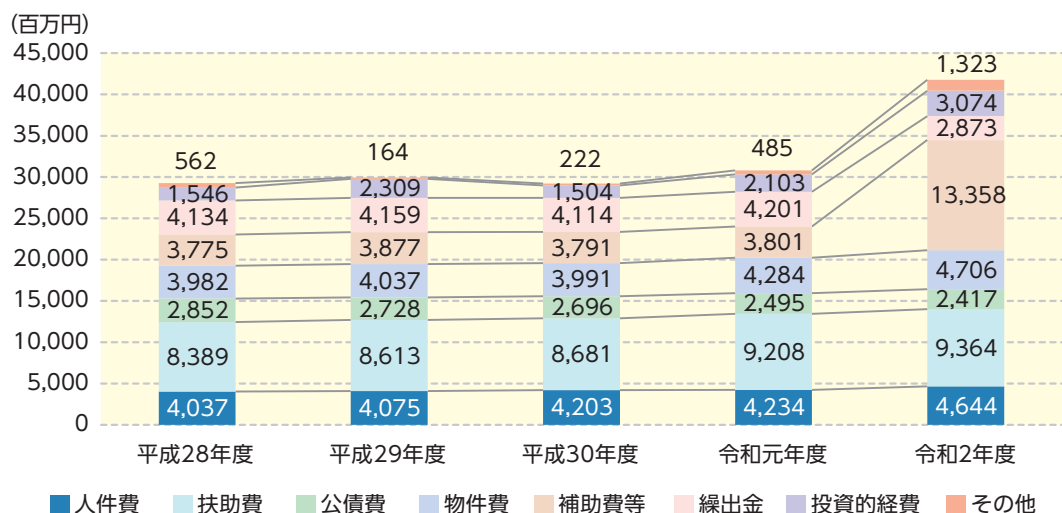
区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人件費 (構成比)	4,037 (13.8%)	4,075 (13.6%)	4,203 (14.4%)	4,234 (13.7%)	4,644 (11.1%)
扶助費* (構成比)	8,389 (28.7%)	8,613 (28.8%)	8,681 (29.7%)	9,208 (29.9%)	9,364 (22.4%)
公債費* (構成比)	2,852 (9.7%)	2,728 (9.1%)	2,696 (9.2%)	2,495 (8.1%)	2,417 (5.8%)
義務的経費*計	15,278	15,416	15,580	15,937	16,425
物件費 (構成比)	3,982 (13.6%)	4,037 (13.5%)	3,991 (13.7%)	4,284 (13.9%)	4,706 (11.3%)
補助費等 (構成比)	3,775 (12.9%)	3,877 (12.9%)	3,791 (13.0%)	3,801 (12.3%)	13,358 (32.0%)
繰出金 (構成比)	4,134 (14.1%)	4,159 (13.9%)	4,114 (14.1%)	4,201 (13.6%)	2,873 (6.9%)
投資的経費 (構成比)	1,546 (5.3%)	2,309 (7.7%)	1,504 (5.2%)	2,103 (6.8%)	3,074 (7.4%)
その他 (構成比)	562 (1.9%)	164 (0.6%)	222 (0.8%)	485 (1.6%)	1,323 (3.2%)
小計	13,999	14,546	13,622	14,874	25,334
合計	29,276	29,962	29,202	30,812	41,760
義務的経費*の割合	52.2%	51.5%	53.4%	51.7%	39.3%

(注)令和2年度(2020年度)は、特別定額給付金給付事業により数値の変動が著しくなっています。

グラフ5-1 歳出(性質別)の構成比の推移(単位:%)



グラフ5-2 歳出(性質別)額割合の推移(単位:百万円)



※「その他」:維持補修費、積立金、投資及び出資金、貸付金及び前年度繰上充用金

資料:あきる野市「市町村決算カード」

第4章 まちづくりの背景

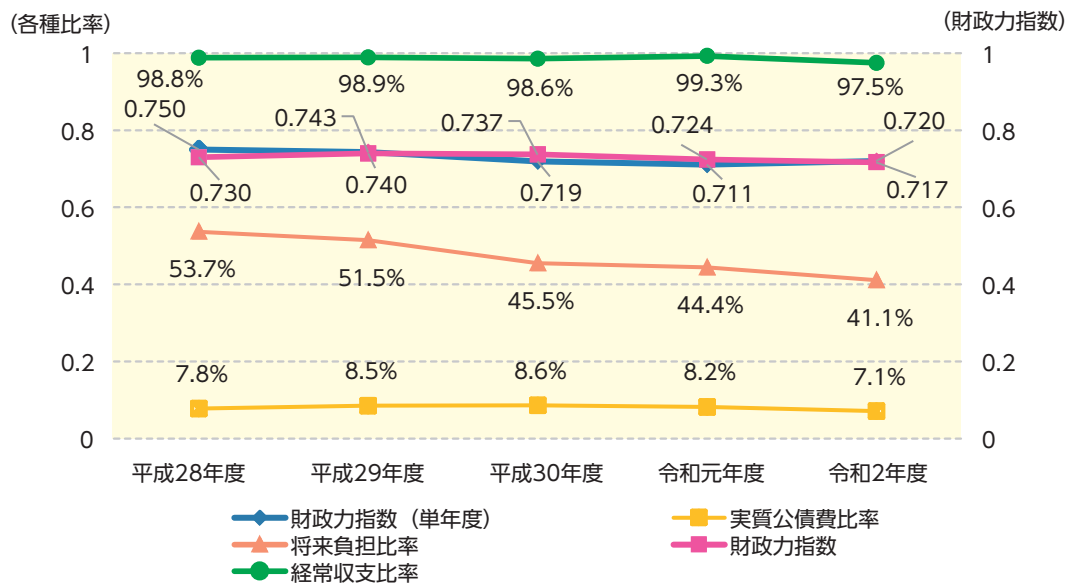
③主要財政指標(経常収支比率*、財政力指数*、実質公債費比率*、将来負担比率*)

財政構造の弾力性を判断する指標の経常収支比率*、地方公共団体の財政力の強弱を判断する指標の財政力指数*などの主要な財政指標は、次のとおりです。

表4 主要財政指標の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収支比率*(%)	98.8	98.9	98.6	99.3	97.5
財政力指数* (単年度)	0.730 (0.750)	0.740 (0.743)	0.737 (0.719)	0.724 (0.711)	0.717 (0.720)
将来負担比率*(%)	53.7	51.5	45.5	44.4	41.1
実質公債費比率*(%)	7.8	8.5	8.6	8.2	7.1

グラフ6 主要財政指標の推移



資料:あきる野市「市町村決算カード」

第2節 時代の潮流と本市への影響など

(1) 人口動態の変化

①人口減少、世帯構成の変化

我が国の人口は、近年、減少局面を迎えており、厚生労働省の推計によると、令和47年(2065年)には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になるとされています。また、生産年齢人口は、現在の6割程度から5割程度まで落ち込むことが予想されており、消費の減少や労働市場における人手不足の深刻化が懸念されています。

こうした状況から、各地方公共団体では、持続可能なまちづくりに取り組むとともに、移住・定住施策等による定住人口の増加、さらには、交流人口*や関係人口*の創出・拡大に向けた取組が活発化しています。

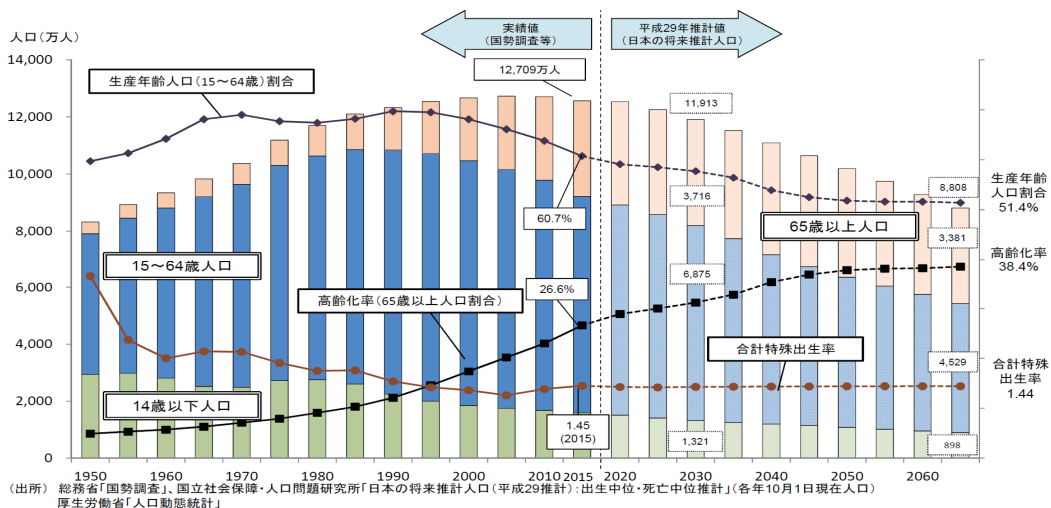


図2 日本の人口の推移

出典:厚生労働省「働き方改革の背景に関する参考資料」

■本市への影響など■

本市においても、人口減少局面を迎えつつあり、生産年齢人口の減少が更に進むことにより、地域や産業の担い手の減少等による地域活力の低下が懸念されています。また、今後、核家族化の更なる進行や高齢単身世帯の更なる増加により、育児、介護等の面で孤立化が進むことも懸念されています。

こうした状況を踏まえ、社会全体で育児、介護等を支える仕組みづくりの充実のほか、技術革新やライフスタイルの変容を捉えた支援策の検討・推進が必要です。

また、これらの取組を通じて、本市の魅力を高め、定住人口の増加に取り組むとともに、交流人口*や、関係人口*の概念に着目していくことが必要です。

第4章 まちづくりの背景

②平均寿命・健康寿命*

我が国の平均寿命及び健康寿命*(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)は延伸しており、厚生労働省の令和2年版厚生労働白書によると、全国平均の平均寿命(平成28年(2016年)時点)は、男性が80.98歳、女性が87.14歳でした。また、平均寿命の延伸に伴い、65歳を超えても働きたいと回答した人は約7割となっています。

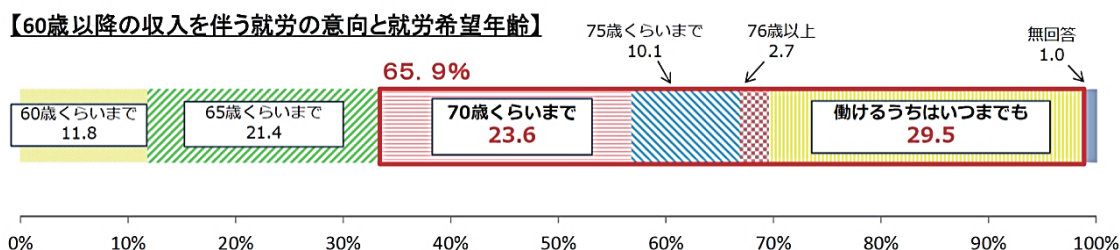


図3 60歳以降の就業希望年齢

出典:厚生労働省「働き方改革の背景に関する参考資料」
(出所:内閣府「平成25年度高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」)

■本市への影響など■

本市においても、市民アンケート結果から、「保健・医療の充実したまち」に対する関心の高さがうかがえます。

これらのことから、超高齢社会を迎えた本市においては、高齢者が心身ともに健康で元気な状態を維持し、高齢者の幅広い社会参加の機会確保、介護と就労の両立等を実現する施策の推進が必要です。

(2) 社会経済情勢への対応

①技術革新に伴う経済構造の変化

近年、様々な機器がネットワークに接続され、生成されたデジタルデータを高度に活用するIoT*化が進展しています。また、精度や効率性の向上が困難であった音声認識や画像認識の領域においても、AI*を活用することによって、実用可能なレベルの精度を出せるようになりつつあります。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった課題に対して、ICT*技術等を更に活用し、強靱な社会を築こうとする動き(DX*)が加速しており、暮らし、仕事、教育、医療、介護・福祉、交通、観光、農業、運輸・物流、防災、インフラ等へのICT*技術の利活用が進められています。

また、こうした技術革新は、新たな経済活動の形態を生み出しています。個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォーム*を介して他の個人等も利用可能とするシェアリングエコノミー*は、個人や社会に対して新たな価値を提供し、我が国の経済の活性化・国民生活の利便性向上に資することが期待されるとともに、シェアリングエコノミー*の活用は、遊休資産の有効利用・社会課題解決につながることから、国内市場規模も拡大傾向にあります。総務省の平成30年度情報通信白書では、シェアリングエコノミー*の国内市場規模は、平成27年度(2015年度)に約398億円であったものが、令和3年度(2021年度)までに約1,071億円まで拡大すると予測しています。

■本市への影響など■

市では、災害に強いまちづくりの取組の一環として、官民共同で災害発生時の情報収集や支援物資輸送、人命救助等の際のドローン*活用の研究等を進めてきました。また、AI*の利活用の一環として、会議録作成支援システムの運用を開始しており、会議録の作成に係る業務の効率化等に取り組んでいるほか、Web会議の活用、テレワークの推進、GIGAスクール構想*の実現等を進めてきました。

今後、市が進める施策の各分野において、ドローン*に加え、IoT*、AI*、RPA*といった技術を活用するとともに、日常生活や経済活動において何らかの課題を抱える市民と解決できる技術やノウハウをもつ市民とをつなぐなど、シェアリングエコノミー*の仕組みを上手く組み込むことにより、これまでとは異なる手法で、地域課題の解決や地域活性化に取り組むとともに、これらの技術を活用し、市政運営の維持や業務の効率化、正確性の向上に取り組むことが必要です。

②価値観・ライフスタイルの多様化

インターネットやスマートフォンの普及等により、人々の暮らし方は大きく変化しました。また、技術革新や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、テレワークなどの多様なワークスタイルが急速に普及し、価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。

前掲の「人口動態の変化」に示すとおり、労働市場の人手不足が懸念されることから、労働参加の拡大につながる様々なワークスタイルの普及は、政府が進める「一億総活躍社会」の実現に寄与するものであると考えられています。

また、こうした多様なワークスタイルの普及も手伝い、誰もがいきいきと働けるよう、全国的に「働き方改革」が進められています。「働き方改革」は、多様な人材が個々の置かれた事情に応じて柔軟に働き方を選択し、その意欲や能力を発揮できるような社会の構築を目指すもので、長時間労働を前提とした働き方を改める、時間や場所を選択できる多様で柔軟な働き方を可能にする、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を図るなどの措置を講じて「ワーク・ライフ・バランス*」の実現などに取り組むものとなります。

■本市への影響など■

本市においては、創業・就労支援事業と子育て支援事業の複合的な展開による成果等を踏まえ、今後も国の動向を注視しつつ、働き方改革の全市的な展開に向け、事業の在り方や民間等との連携方策の検討を進めることが必要です。また、個々のライフスタイルの多様性の尊重、性別役割分担意識の見直し等を引き続き推進することも重要です。

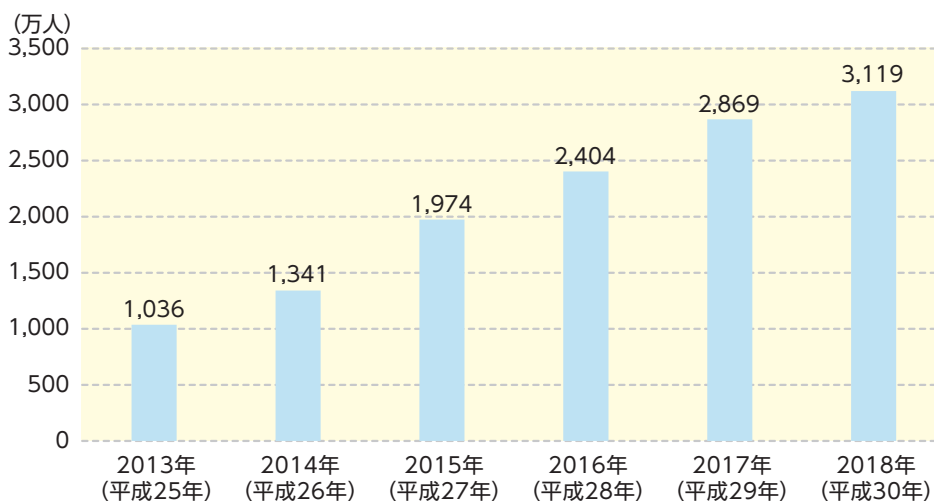
第4章 まちづくりの背景



(3) グローバル化への対応

成長戦略の柱、地方創生の切り札として、平成24年(2012年)以降、観光立国の実現に向けて受入環境整備やコンテンツづくり等に努めた結果、我が国への外国人旅行者数は増加傾向にあり、平成25年(2013年)以降、急激な伸びを見せ、平成30年(2018年)には3,100万人を超えました。

グラフ7 訪日外国人旅行者数の推移



資料:日本政府観光局(JNTO)より作成

しかし、令和元年(2019年)12月に発生が確認された新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、水際対策を徹底したこと、また、国内においても旅行控えの動きが生じたことなどにより、国内外の観光需要は大幅に減少しています。一方で、我が国の観光資源の魅力が失われたわけではなく、国は同年12月、「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」を打ち出し、感染拡大防止策の徹底、日本人国内旅行の需要喚起、インバウンド*回復に向けた滞在コンテンツの充実や受入環境整備を打ち出しました。

近年の外国人旅行者の関心は、日本の商品を購入する「モノ消費」から、日本固有の暮らしや文化を体験する「コト消費」に移っており、現地ツアーやゴルフ場・テーマパークの利用、舞台の観覧やスポーツ観戦、美術館・博物館・動物園・水族館の利用などの娯楽サービスへの支出割合が増えています。

また、コロナ禍を経て、日本人国内旅行の動向にも変化が表れており、都内等、近隣地域内での観光(いわゆるマイクロツーリズム)の割合が増加しています。

■本市への影響など■

本市は、都心からの日帰り圏内に位置しており、山や川などの豊富な自然資源を活用した各種のレジャーやアクティビティ*が充実しているとともに、神社仏閣や歌舞伎、お囃子等、地域の伝統文化や歴史的資源も多数存在しています。

こうした観光資源を生かし、日本人国内旅行やインバウンド*観光等のトレンドを踏まえ、本市に多くの旅行者が訪れ、観光振興に結び付けられるよう、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の徹底を前提に、地域資源の魅力を磨き上げるだけでなく、資源同士を結び付けて、地域固有の暮らしや文化、アクティビティ*が包括的に体験できる観光プログラムの検討や提案を強化すること等が必要です。

(4) 持続可能な社会づくりの推進

平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて、国連加盟193か国により、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標、略称:SDGs)」が採択されました。SDGsは、国際社会共通の目標であり、平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までを期間とし、17の大きな目標(ゴール)と、それらを達成するための169の具体的な目標(ターゲット)で構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念としています。

我が国では平成28年(2016年)、政府内にSDGs推進本部が設置され、同年12月には、SDGsの実施指針が決定されており、地方公共団体においては、SDGs達成に向けた取組の推進が求められています。



図4 SDGsの17の目標

出典:国際連合広報センター

■本市への影響など■

本市は、本格的な人口減少・少子高齢化を迎えており、こうした状況に対応できる持続可能なまちづくりの必要性が高まっています。持続可能なまちづくりの実現は、SDGsが掲げるビジョン「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」に重なる部分が多くあります。これらのことから、本市においても持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を進め、市の施策展開を通じて、我が国におけるSDGsの推進に取り組むことが必要です。



(5) 環境問題への対応

気候変動、プラスチックごみによる海洋汚染、生物多様性*の低下など、地球的規模の環境問題が深刻化する中、SDGsや平成27年(2015年)のパリ協定*の採択等を受け、国際的に環境に対する意識が高まっています。企業活動や農業分野において、環境に配慮した生産活動が展開され、ESG投資(環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)といった要素を考慮する投資)の拡大・普及も進んでいます。一方で、日常生活の中でごみや廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の回収や再生に取り組むなど、環境問題は一人一人が自らのライフスタイルに起因するという意識を高めていくことが求められています。

我が国においても、地球温暖化*対策や生物多様性*の保全が進められるようになり、特に、「緑」については、在り方が大きく変わってきています。かつて、都市の緑は、「宅地化すべきもの」でしたが、豪雨・台風の防災・減災対応、生物の生息場所の確保等の役割が期待されることから、現在は、「あるべきもの」とされ、緑を計画的に保全していく方針が打ち出されました。

■本市への影響など■

市では、本市の豊かな自然環境を本市の特長のひとつと捉え、森林をはじめとする緑の保全、生物多様性*の保全などに取り組むとともに、地球温暖化*対策やごみの戸別収集・有料化などの廃棄物対策を進めてきました。

一方、上述のように、環境問題は、多様化・深刻化が進んでおり、国の動向を踏まえつつ、時代に適した取組を展開することが重要です。

スペース*の多面的な機能をより発揮するため、平成29年(2017年)に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が公布され、都市緑地法と関連する都市公園法、生産緑地法等が改正されました。こうした一連の動向を踏まえて、市全体の緑における保全及び活用について、将来を見据えた対応が必要です。

(6) 大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応

全国的に、人命を奪うような集中豪雨、台風、土砂災害、大地震などの災害発生リスクが高まる中で、自然災害に対し事前に備え、国民の生命・財産を守る防災・減災や国土強靱化の重要性が強く認識されています。

また、令和元年(2019年)12月に発生が確認され、短期間で全世界に広がった新型コロナウイルス感染症の感染者は、令和4年(2022年)2月1日現在で、3億7,800万人を超え、亡くなった人も560万人を超えています。我が国においても、同感染症の感染拡大が社会経済に深刻な影響を与え、緊急事態宣言の発出や感染防止策の徹底、ワクチン接種、大規模な経済対策などが展開されています。

さらに、自然災害の発生と感染症のまん延時期が重なる複合災害時の避難についても注目され、避難と感染防止策との両立が求められています。

■本市への影響など■

本市においても、平成23年(2011年)に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東日本大震災を、平成26年(2014年)には大雪を、令和元年(2019年)には台風第19号を経験し、それぞれの被害等に応じた災害対応に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による、令和4年(2022年)1月28日現在における市内の累積患者数は1,593人となり、市では、感染拡大防止に向け、公共施設の利用制限などの措置を実施したほか、外出自粛の市民への呼びかけ、ワクチン接種等に取り組んでいます。また、同感染症により生活や事業に影響を受けた方々への支援を行っています。

本市では、防災・安心地域委員会*等と連携し、防災対策の推進などを通じて、防災力の強化に取り組み、防災に対する市民の意識も高まってきました。その一方で、立川断層帯地震等の発生や大型台風の襲来など、今後、より大きな災害に見舞われる可能性があることから、更なる防災力の強化に向け、市民も含めた平常時からの体制づくりを着実に進めるとともに、自然災害等に対する強さとしなやかさ、早期の復旧・復興を実現できる国土強靱化の取組を進めることが必要です。

また、同感染症の影響を踏まえ、感染防止策を講じながらの避難所の開設・運営方策の確立、感染防止対策の推進、市民の生活や事業者の事業活動への支援などの継続が求められています。

第4章 まちづくりの背景

(7) 戦略的なインフラマネジメントの推進

1950～1970年代の高度成長期以降に集中的に整備された社会資本*は老朽化が進み、一斉に大規模な改修や更新の時期を迎えつつあります。公共施設、道路などの社会資本*の老朽化は、利用者の安全への脅威となるほか、社会経済活動の停滞をもたらすおそれがあることから、適切に維持管理・更新を図っていくことが必要です。

また、新たな社会資本*の整備や既存の社会資本*の高度化に必要な投資余力を確保するために、メンテナンスコストの縮減・平準化、既存ストック*の有効活用などの戦略的なインフラマネジメントが求められています。

我が国では、こうした状況を踏まえ、「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに、各地方公共団体に対し、「総合管理計画」を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するよう要請しました。

■本市への影響など■

本市の公共施設等も、全国的な傾向と同様に、今後本格的な大規模修繕や更新の時期を迎えます。このことを踏まえ、市では、公共施設等の適正な維持管理に関する基本方針を示すため、総合管理計画を策定しました。

この中では、公共施設等の更新のピークを令和17年(2035年)から令和28年(2046年)までの時期と捉えており、更新などには一定の財源が必要であると予測しています。

また、令和3年度(2021年度)には、公共施設におけるメンテナンスサイクルの構築、公共施設の適正配置の実現を目的に、「あきる野市公共施設等個別施設計画」を策定しました。今後は、公共施設等の管理などを着実かつ計画的に推進していくことが必要です。

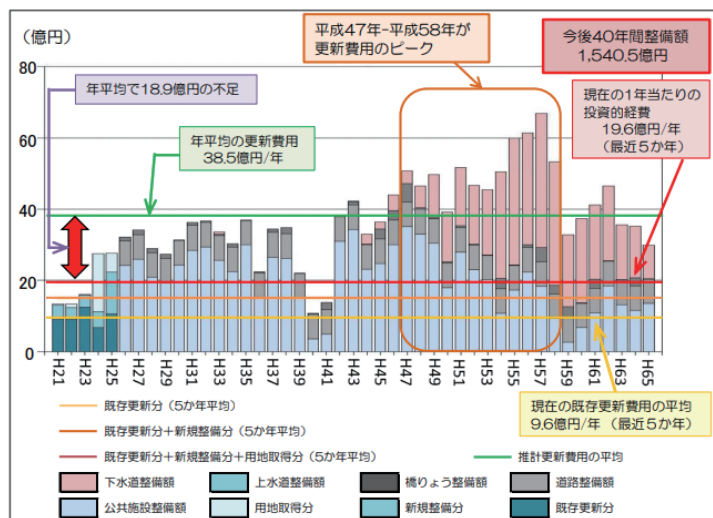


図5 更新費用の推計

出典:あきる野市公共施設等総合管理計画